

施行 令和 6 年 5 月 1 日

一般社団法人日本地球化学会
賛助会員細則

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の会員及び会費規程の賛助会員に関する事項について定めることを目的とする。

(賛助会員の定義)

第 2 条 賛助会員は下記の2種を設けることとする。

- (1) 賛助会員
- (2) 特別賛助会員

(会費)

第 3 条 会費は、毎年7月末日までに、当該年度の会費を納入することとする。

2 会費の年額は以下の通りとする。

- (1) 賛助会員：1口20,000円
- (2) 特別賛助会員: 1口60,000円

(賛助会員の便益)

第 4 条

賛助会員は次の便益を受けることができる。

1. 年会の参加費が優遇される（一般正会員と同額）（1名/1口）
2. 和文誌「地球化学」を受けとることができる
3. 学会webサイト「賛助会員」内にリンクを設置することができる
4. 年会の後援時に割引を受けることができる

(特別賛助会員の便益)

第 5 条

特別賛助会員は、第 4 条の便益に加え、更に次の便益を受けることができる。

1. 和文誌「地球化学」に「新技術・新装置紹介」を投稿できる
2. 学会webサイトトップページにリンクバナーを設置することができる
3. 学会webサイト「特別賛助会員」内に1ページの広告を出すことができる
4. 学会メーリングリストで広告メールを発信することができる（年4回まで/1口）
5. 上記に定める内容の他、理事会が別途定める特典を受けることができる

(改廃)

第 6 条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本細則は、令和6年5月1日より施行する。